



平成27年1月から

70歳未満の方の高額療養費が変わります!

高額療養費は、医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた金額を国保で負担する制度です。

平成26年12月まで

所得要件※1	自己負担限度額	
	3回目まで	4回目以降※3
600万円超	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税※2	35,400円	24,600円

平成27年1月から

所得要件※1	自己負担限度額	
	3回目まで	4回目以降※3
㊦901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
㊥600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
㊤210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
㊤210万円以下	57,600円	
㊤住民税非課税※2	35,400円	24,600円

- ※1 同一世帯のすべての国民健康保険被保険者の年間基準所得額。
- ※2 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。
- ※3 過去12か月のあいだに同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたときの自己負担上限額。

◆例) 所得要件㊤の人がひとつの病院を受診し、1か月で100万円の医療費がかかった場合

自己負担限度額
= 80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) × 1% = 87,430円

総医療費100万円		
7割(国保が負担) 70万円		3割(一部負担金) 30万円
自己負担限度額 87,430円		高額療養費 212,570円

●同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

1つの世帯で同じ月内に21,000円以上の一部負担金を医療機関等の窓口で2回以上支払い、その合計額が自己負担限度額を超えた場合は、その超えた分を支給します。家族の分だけでなく、同じ人が別の医療機関で支払った場合も合算できます。

70歳以上の方の自己負担限度額は変わりません

区分	外来(個人単位)	外来+通院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※4回目以降は44,400円
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	II 24,600円
		I※4 15,000円

- ※4 同一世帯の世帯主およびすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない方

手術や入院等により、事前に1月あたりの医療費が高額になることが分かっている場合は、あらかじめ自己負担限度額認定証の交付を受けることにより、1医療機関ごとの支払いを自己負担限度額にとどめることができます。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎6571